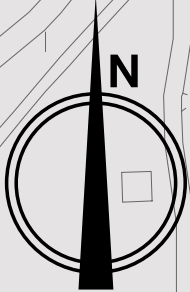


# 中尾団地 地区計画の内容

名 称	中尾団地 地区計画	
位 置	高崎市 中尾町、井野町の各一部	
面 積	約 8.0ha	
地区計画の目標	当地区は、高崎市の中心部から北東方向約 4.5 kmに位置し、本市が住宅地の供給を図るため、高崎工業団地造成組合の宅地開発事業により計画的に整備した団地内で、戸建住宅を中心とした良好な住宅地が形成されている。本計画では、現在の良好な住宅地の保全を図るとともに、さらに快適でゆとりのある住環境の向上を目指す。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている低層住宅地区として戸建専用住宅を中心とした土地利用を図り、現在の良好な居住環境が損なわれないよう維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内に配置されている道路、公園の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地区として、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度を定め、良好な居住環境の維持、保全を図る。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 専用住宅（ただし、長屋については2住戸のもの。次号において同じ。）</p> <p>(2) 兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げるいずれかの用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）</p> <p>イ) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣が指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>ロ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ハ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ニ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</p> <p>ホ) 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</p> <p>ヘ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>ト) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</p> <p>(3) 共同住宅（ただし、2住戸のもの）</p> <p>(4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 集会所（本地区に居住する者の利用に供する施設に限る。）</p> <p>(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（以下「公益施設等」という。）</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	敷地面積の最低限度	160㎡ 　ただし、公益施設等はこの限りでない。
	建築物の高さの最高限度	<p>(1) 建築物の最高の高さは10m以下でなければならない。</p> <p>(2) 建築物の軒の高さは7m以下でなければならない。</p>

# 中尾団地



← 新前橋駅 →

上越線

← 井野駅 →

公民館

公園

中尾県営住宅

中尾中学校

平成10年11月11日決定  
平成14年4月15日変更